

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年4月13日 19時34分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼南南西方沖 外川港東防波堤灯台から真方位100° 460m付近 (概位 北緯35° 41.6′ 東経140° 51.3′)
事故の概要	ヨットRafaela ^{ラファエラ} は、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年4月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット Rafaela、5トン未満（長さ7.09m）
船舶番号、船舶所有者等	232-22169茨城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底キールに欠損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：18時09分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、出発後にGPSプロッターが故障して使用できない状況下、茨城県水戸市のマリーナまで回航する目的で犬吠埼南南西方沖付近の海域（以下「本件海域」という。）を約2ノットの対地速力で北進中、本件海域にある浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本件海域を航行したことがなく、本件海域にある浅所の存在を知らなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首尾が共に約0.5m、中央付近が約1.5mであった。</p>
分析	本船は、北進中、船長が本件海域にある浅所の存在を知らなかったことから、本件海域の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北進中、船長が本件海域の浅所の存在を知らなかったため、本件海域の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行予定海域は、事前に水路調査を十分に行うこと。 ・ 航海計器に不具合が生じた場合は、目視での航海が可能ならうちに安全な場所に避泊すること。